

## 那覇市議会議員の政治倫理に関する条例（骨子案）

※現在、条例については下記の項目を盛り込み制定することを検討しております。

※今後の議論、市民の皆様からのご意見を踏まえた変更も予定しております。

### 1 目的

○議員の政治倫理(行動指針)に関する基本理念を定めるもの。

- ・政治倫理条例の適用対象は「議員」のみとする。(※注1)
- ・議会基本条例に基づく、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、市民の信頼に応え公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### 2 議員の責務

○議員が市民との信頼関係を確立するために、果たすべき政治倫理上の「責務」を定めるもの。

- ・議員は、市政にかかわる機能と責任並びに市民の信頼に値する高い倫理観が必要であることを深く自覚し、政治倫理規準を遵守して活動しなければならない。
- ・議員による説明責任(※政治倫理規準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら説明を行いその責任を明確にすること)は、努力義務とせず「～しなければならない」といった義務規定とする。
- ・法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならないこと、などを規定する。

### 3 働きかけの禁止

○何人も議員に対し、政治倫理規準に違反する働きかけをしてはならないことを定めるもの。

### 4 政治倫理規準

○議員が法律や条例、道徳、慣習等、遵守すべき行動規範について定めるもの。

●議員が遵守すべき政治倫理規準として、下記の項目を盛り込む。

- ・信用失墜行為の禁止

(議員活動に関する不祥事、議員活動外での不祥事、職務上知り得た情報を不当な目的のために使用すること、反社会的勢力の利用・関与 等)

- ・地位を利用した金品授受の禁止  
(口利きによる報酬、実働のない顧問料等の授受 等)
- ・道義的批判を受ける寄附(献金)授受の禁止
- ・不当(不正)な影響力を行使することの禁止  
(人事への介入、特定の者に有利・不利になるよう働きかける 等)
- ・人権侵害のおそれのある行為の禁止  
(嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメント行為、人権侵害行為を煽りた  
てること、第三者が行った人権侵害行為(Web サイト・SNS 等での誹謗中傷、  
名誉棄損等)を助長すること 等)
- ・その他

## 5 市民からの調査要求

○政治倫理規準に違反する疑いがある場合など、市民が議長に対して調査を要  
求することができるよう規定するもの。

- ・市内に住所を有する者 50 人以上の者の連署でもって調査要求ができる、などを規  
定する。(※注2)

## 6 審査会の設置・組織等

○市民からの調査要求がある場合などに、調査・審査を行う機関として設置す  
るため規定するもの。

- ・審査会は原則「公開」とする。
- ・政治倫理規準に反する行為の有無等については、外部委員で構成する会議体(※  
審査会)において審査する。

## 7 問責制度

○犯罪行為で逮捕・起訴された議員に説明会を開かせ、釈明の機会を与えるた  
めに規定するもの。

○犯罪行為での起訴に係る刑について有罪が確定した場合、議員を辞職するこ  
とを規定するもの。

- ・議員が職務関連犯罪で逮捕・起訴され、なお職に留まろうとするとき、市民が説  
明会の開催を請求することができること、当該議員は説明会に出席し、説明をし  
なければならない。
- ・議員は有罪が確定したときは、辞職手続きを執ることなどを規定する。

## 8 施行日

- ・2023(令和5)年7月〇日(6月定例会最終日の予定)

\*\*\*\*\*

### 【注釈】

(※注1) 条例の適用対象として「市長」「副市長」「教育長」等も含めるべきとの議論もあったが、速やかな政治倫理条例の制定を目指している今回の条例制定においては、まずは「議員」のみで始めるべきとの考えで意見の一致をみた。

(※注2) 調査要求できる人数に関しては、議論の中で「1人」でも可能とすべきとの意見がある一方、1人とした場合において、他市では濫用された事例もあったことも踏まえる必要がある、との意見等もあり、今回の骨子案では現実的に調査要求できる人数として「50人以上」とすることで意見の一致をみた。